

伊東市特定事業主行動計画の実施状況及び伊東市における女性の活躍状況の公表（令和 8 年 7 月）

伊東市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、「伊東市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、同法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。併せて、同法第 21 条の規定に基づき、伊東市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.6%
全職員	69.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	100.1%
次長・課長級	99.0%
課長補佐級	99.6%
係長級	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	95.0%
31～35 年	96.1%
26～30 年	94.1%
21～25 年	89.6%
16～20 年	86.4%
11～15 年	75.5%
6～10 年	75.3%
1～5 年	89.3%

【説明欄】

--

※勤続年数は、採用年度を 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	伸び率 R8-R6
管理的地位にある職員	11.6%	11.9%	11.6%	0.0%

【説明欄】

--

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	伸び率 R8-R6
部長職	9.1%	9.1%	7.7%	-1.4%
次長・課長職	12.5%	12.9%	13.3%	0.8%
課長補佐職	39.0%	39.2%	41.3%	2.3%
本庁係長職	41.5%	40.3%	36.8%	-4.7%

【説明欄】

--

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 3 0 日時点）

区分	行動計画に おける目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	伸び率 R8-R6
任期の定めのない 常勤職員	令和 1 2 年度まで 50%以上を維持	60.9%	41.7%	65.5%	4.6%
会計年度任用職員	—	83.3%	83.7%	83.7%	0.4%

【説明欄】

--

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布（令和7年度）

1. 育児休業取得率

- ・ 任期の定めのない常勤職員

区分	行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 R7-R5
男性	85.0%以上	28.6%	44.4%	66.7%	38.1%
女性	—	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

- ・ 会計年度任用職員

区分	行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 R7-R5
男性	—	—	—	—	—
女性	—	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	任期の定めのない常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9月超12月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	33.3%	—	—

【説明欄】

- ・ 育児休業取得率中、「—」は対象者がいないことを示す。

(2) 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

- ・ 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（月平均）

区分	行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
超過勤務の状況	10時間以下	6時間	6時間	8時間

(3) 職員の年次有給休暇の取得日数（令和 7 年度）

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
任期の定めのない常勤職員	8.7日	10.3日	10.9日	10.0日